

序章。 緑の基本計画改定の背景

1

緑の基本計画改定の背景

大分市では平成 12 年 5 月に「大分市緑の基本計画」を公表し、緑の保全や創出など緑に関する計画や施策について、市民、事業者、行政などが協働して取り組んできたところです。

その後、約 9 年が経過する中、社会や自然環境の変化、当計画の根拠法である都市緑地保全法の改正など、緑の基本計画に関する状況が大きく変化し、計画の見直しを図ることが必要となりました。

大分市を取り巻く社会情勢、自然環境の変化

本市は、平成 17 年に旧佐賀関町、旧野津原町と合併し、市域が大きく広がったほか、宅地開発や都市基盤整備に伴う緑や自然環境の変化もうかがえます。また、少子高齢化や、個人の価値観、生活様式の変化など、緑の施策に対する新たな対応が必要となりました。

地球環境問題に対する対応の必要性や意識の高まり

近年、地球温暖化やヒートアイランド現象など環境問題が取り上げられており、官民を超えた取り組みが益々重要となっています。一方、環境への意識の向上や余暇時間の増加などに伴い、緑に関しての取り組みなどが活発化しており、その的確な対応が必要となりました。

上位関連計画の整備

平成 16 年に大分市都市計画マスタープランの改定、平成 19 年には大分市総合計画の改正と新たな計画である大分市景観計画が策定されました。

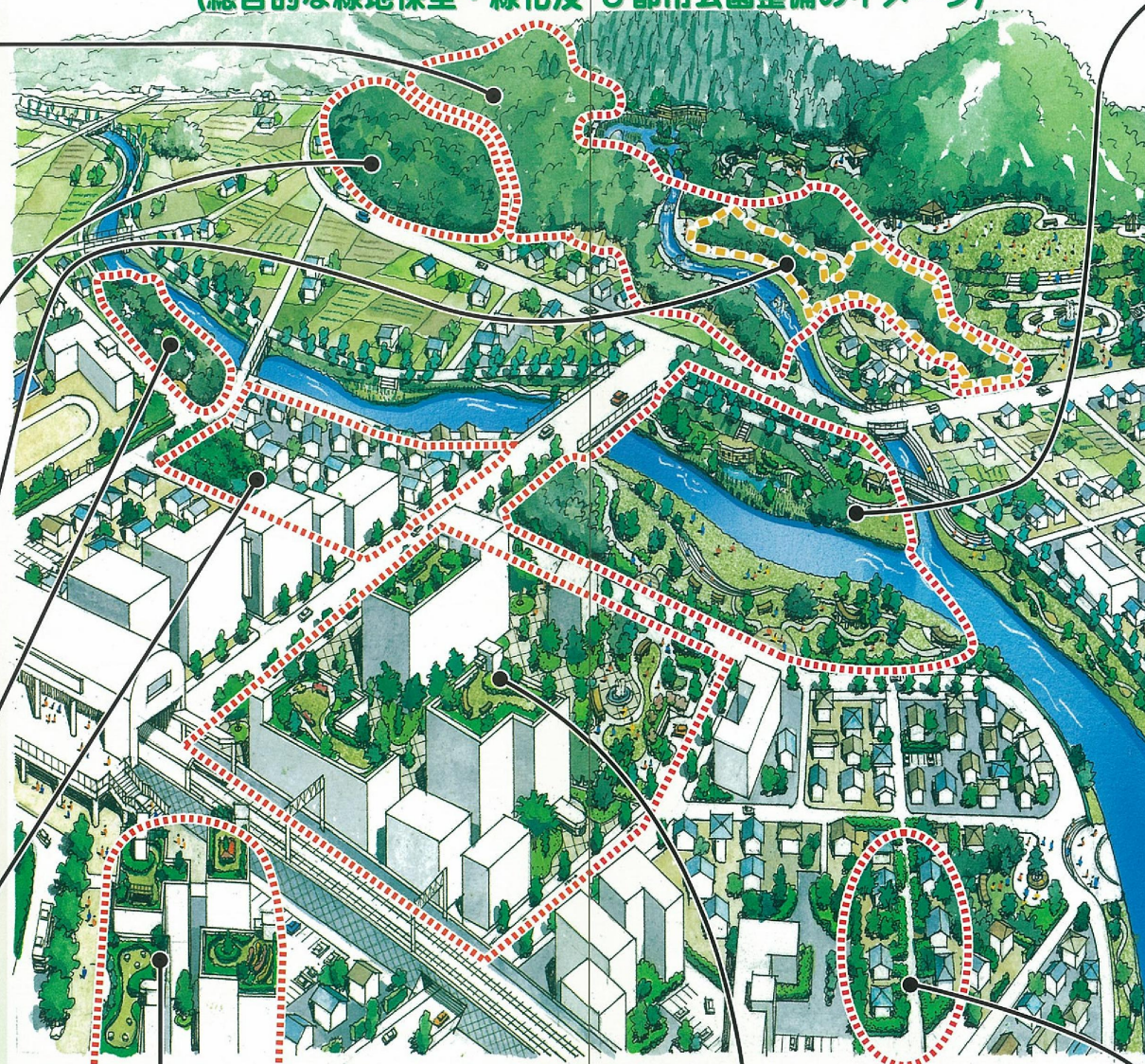
このため、緑の基本計画においてもこれらの諸計画と整合を図りつつ、改めて現計画の見直しを行う必要性が生じました。

根拠法の改正

平成 16 年 6 月に、都市緑地保全法等の一部が改正され、新たに「都市緑地法」となりました。本市においても新法の趣旨に沿って新たな制度の活用を含めた緑の基本計画の見直しを行うことが必要となりました。

新しい都市緑地法・都市公園法の概要

緑豊かな都市 (総合的な緑地保全・緑化及び都市公園整備のイメージ)



○緑地保全地域 P80
 都市近郊の広範囲の緑地を守るための制度です。都道府県知事が都市計画で地域指定します。地域内では一定規模以上の木竹の伐採や宅地の造成等の行為についてあらかじめ届出が必要になり、都道府県知事は緑地の保全上必要な場合にはその行為の禁止等を命ずることができます。特別緑地保全地区と比較し、緩やかな規制を行う制度です。

○特別緑地保全地区 P80
 都市の良好な自然環境を形成する重要な緑地を守るための制度です。地区内では、一定規模以上の木竹の伐採や宅地の造成等の行為について許可が必要となり、現状凍結的な厳しい規制を行う制度です。

○管理協定
 特別緑地保全地区及び緑地保全地域内の緑地について、土地所有者の負担の軽減と緑地の良好な維持管理を図るため土地所有者と地方公共団体等が管理協定を結び、地方公共団体等が土地所有者に代わって緑地を適切に管理する制度です。

○市民緑地 P68
 緑地の所有者と地方公共団体等が契約を結び、地方公共団体等が緑地を管理し、地域の人々に公開する制度です。

○地区計画等の活用
 樹林地、草地など地区計画等で保全が図られている小規模な緑地について、木竹の伐採や宅地の造成等の行為について条例を定めて市町村長の許可を必要とすることにより、現状凍結的に緑地を保全する制度です。

○緑地管理機構 P76
 都道府県知事は、NPO法人や公益法人を緑地管理機構に指定することができます。緑地管理機構は地方公共団体に代わって管理協定による緑地の管理や土地の買入れ等を行うことができます。

○緑化施設整備計画認定制度 P94
 建築物の屋上、空地等敷地内を緑化する計画を市町村長が認定し、事業者が整備した緑地施設について固定資産税の特例措置を受けることができる制度です。

○緑化地域 P97
 都市中心部等、緑地が不足している区域において、大規模な敷地面積の建築物の新築や増築を行う場合に敷地の一定割合の緑化を義務付ける制度です。市町村は都市計画で地域指定するとともに、緑化率の最低限度を定めます。

○都市公園 P65
 都市公園は、都市の防災性の向上、良好な都市環境の形成等に不可欠な緑とオープンスペースの中核的な役割を果たすものであり、市民の自然とのふれあいや多様なレクリエーション活動の場となる貴重な空間です。本改正では都市公園のより効率的な整備と管理を推進するため、以下の制度拡充を行いました。

・立体都市公園制度の創設
 都市公園の区域を立体的に定めることにより、土地の有効利用と都市公園の効率的な整備を図る制度です。これにより人工地盤上部に都市公園を設置する等他の施設と都市公園を一体的に整備することができます。

・借地公園制度の推進
 借地契約期間が満了した際に都市公園を廃止することができることを明確にし、借地公園の増加を図ります。

・多様な主体による公園管理の仕組み
 公園管理者以外の者に公園施設の設置及び管理を許可する際の要件を緩和し、多様な主体の公園管理への参画を一層推進します。

○緑地協定 P73
 市街地の良好な環境を確保するため、土地所有者等の合意により、住民自身による自主的な緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度です。

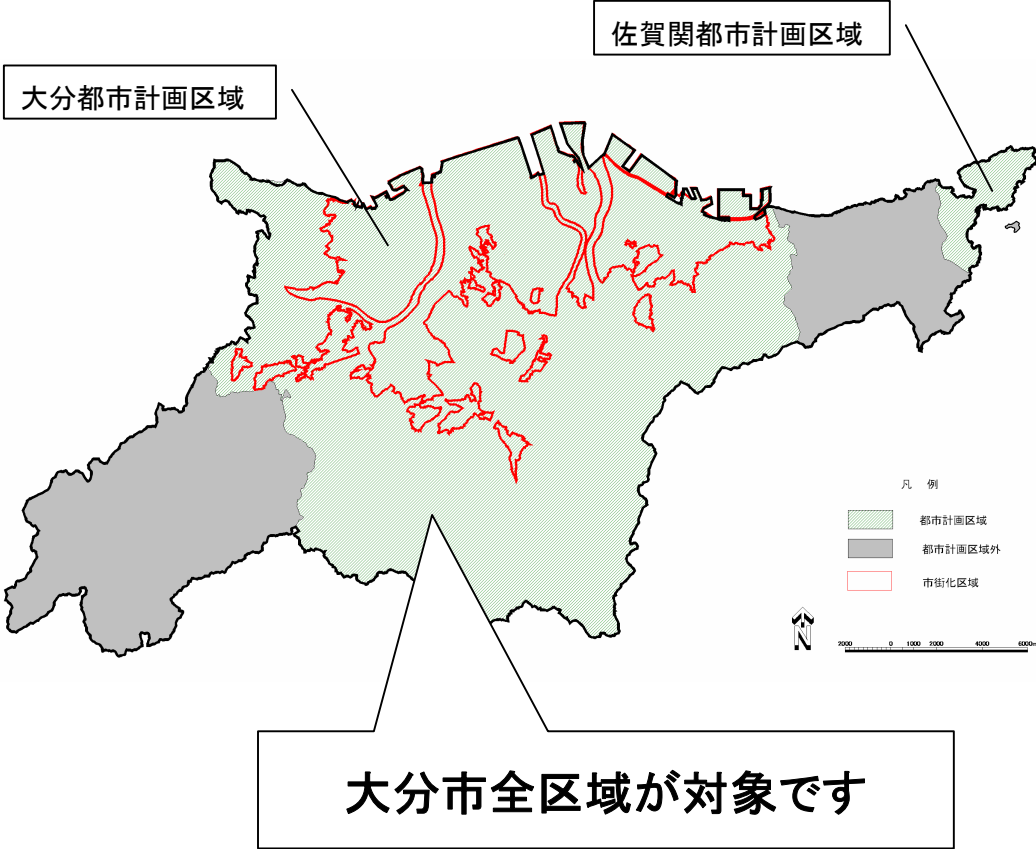
凡 例
 :新規制度
 :既存制度

2 緑の基本計画の対象範囲

緑の基本計画は、都市計画区域（大分都市計画区域、佐賀関都市計画区域）が対象となりますが、大分市緑の基本計画では市域全体を対象とします。

なお、都市計画区域外の緑については基本的な方向性を示すものとし

大分市緑の基本計画の対象とする範囲

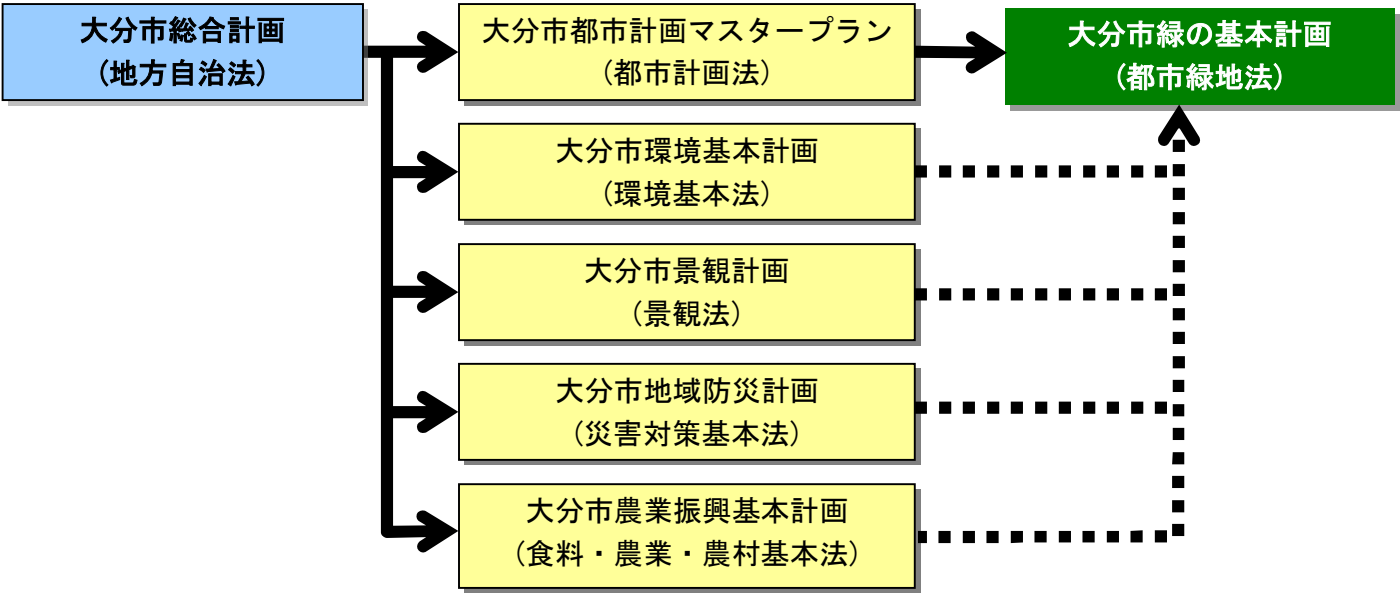


3 計画の目標年次

大分市緑の基本計画は計画策定から 20 年後の平成 40 年を目標年次とします。

4 計画の位置づけ

「大分市緑の基本計画」は、市の施策の基本となる「大分市総合計画」を支える個別計画であると同時に「大分市都市計画マスタープラン」や「大分市景観計画」等と整合を図った計画です。



1. 緑の基本計画とは

▶ **法律に基づいて市町村が定める緑全般についての総合的計画です。**

緑の基本計画は、「都市緑地法第4条第1項（※）」によって定められています。この基本計画は、緑の持つさまざまな役割や機能に配慮して、市町村が創意工夫を発揮しながら創る緑の総合的な計画です。これによって、まち全体の緑地の保全や緑化の推進など、市の施策や事業を行う際の指針となります。

▶ **市民への公表が義務付けられています。**

緑の基本計画は、策定後に「市民への公表」が義務付けられています。これは市民、企業、行政が一体となって、まち全体の緑地の保全や緑化の推進などを進めていくための協力体制が、必要とされなければならないという理由によるものです。

大分市では、計画を作る段階から市民参加を呼びかけ、市民と共につくる緑の総合計画としました。

※都市緑地法第4条第1項

市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めることができる。

大分市の緑の大部分は私有地の緑で占められています。このような緑の保全や緑化を図っていくためには市民、NPO、事業者、行政が互いに協力し取り組んでいく必要があります。

この計画は、市民、NPO、事業者、行政がそれぞれの役割を果たしながら、一体となって取り組むための指針となるよう、その考え方や施策等についてとりまとめたものです。

■緑の基本計画のイメージ図

大分市緑の基本計画を絵であらわしてみました。
基本計画という木をこれから大きく育てていくには、市民、NPO、事業者、行政という木の栄養素が必要になります。このどれが欠けても木は育ちません。この栄養素を肥料としていろんな事業の実や花をつけていきます。



緑は、人と全ての生物が生きていくための生態系の基盤であり、地球環境を守るかけがえのない自然資源です。また、やすらぎやレクリエーションの場、地域の誇りとして、心身の健康増進に役に立つとともに、自然災害などからも私たちを守ってくれます。このように、緑には、多様な役割がありますが、この計画では、緑が持つ環境保全、レクリエーション、防災、景観形成の4つの役割を考えながら、配置計画や施策を検討していきます。

(1) 環境保全の役割

》 緑は人や生物の住む環境を維持し、改善します

■地球環境・都市環境の保全

- ・ 光合成を行うことで地球温暖化の要因のひとつである二酸化炭素を吸収・固定し、大気を浄化させます。
- ・ 植物の蒸散作用によって、ヒートアイランド現象など気温の上昇を抑えます。
- ・ 街路樹などの緑は交通騒音など緩和し、快適な都市環境を創ります。
- ・ 連続した緑を配置することにより、清涼な風を都市に送り込む風の道を形成します。

■生物多様性保全

- ・ 森林や河川等の水辺地は、野生生物の生息地・生育地として生態系を維持します。
- ・ 緑は豊かな土壌をつくり、水を浄化します。



大規模工場と市街地を隔てる緩衝緑地帯
(日吉原・舞子浜緩衝緑地 H20)



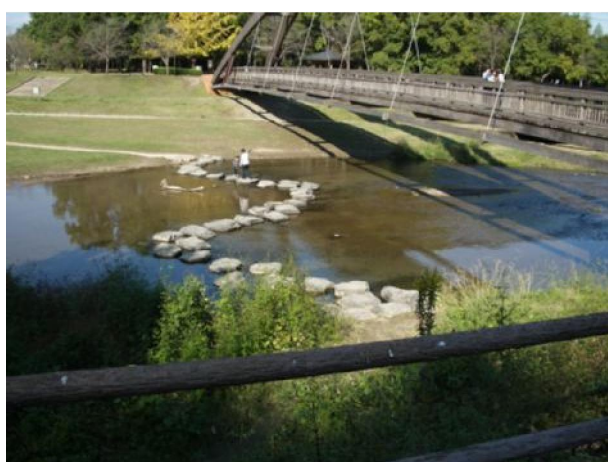
豊かな土壌を創り、生物の生息地として機能する山林、水辺の緑(H20)

(2) レクリエーションの役割

》緑は人々にやすらぎを与え、多様なレクリエーションの場を提供します

■保健・レクリエーション機能

- ・ 緑は、人々にやすらぎやくつろぎを与え、スポーツなどのレクリエーションの場や体験学習の場を提供します。
- ・ 緑陰は直射日光を遮り、木漏れ日、小鳥のさえずり、小川のせせらぎなどは、ストレスを緩和させるなど心をなごませる効果があります。



(七瀬川自然公園 H20)



(鶴崎スポーツパーク H20)



緑陰を創り出す街路樹等の緑
(大分川右岸緑地 H20)



体験学習の場として整備されている「水辺の
がっこう
楽校」(鶴崎地区 H20)

(3) 防災の役割

》緑は火災の延焼を食い止め、土砂災害を防止するなどの効果があります

■避難地・火災の延焼防止機能

- ・ 公園や緑地は、災害時における避難地・救援活動などの拠点として機能します。
- ・ 街路樹や公園の緑などは、火災の延焼をくい止めるとともに、人々の安全な避難路を確保します。

■土砂災害防止機能・土壌保全機能

- ・ 森林は水をたくわえ、水害・地すべりを防止します。
- ・ 河畔林は堤防の決壊を防ぎ、災害時の被害を軽減させます。
- ・ 防風林は、風による被害を軽減させます。



家屋の倒壊を軽減し、避難路を確保した街路樹(阪神・淡路大震災)
((社)日本公園緑地協会提供)



避難地として機能する公園(阪神・淡路大震災)
((社)日本公園緑地協会提供)



大規模な火災から延焼を防止した公園
(阪神・淡路大震災)(神戸市提供)



増水した乙津川

(4) 景観形成の役割

》 緑はうるおいのある都市景観をつくることができます

■ 都市景観形成機能

- ・ 緑は四季を映し、風土に応じた特徴的で魅力ある街並み景観をつくります。
- ・ 街路樹や生け垣、公園等は、うるおいのある街並みや風格ある都市環境をつくります。
- ・ 山地の緑や水面を含む河川の緑などは、都市の骨格を形成する自然景観を構成します。

■ 歴史的風土の景観形成機能

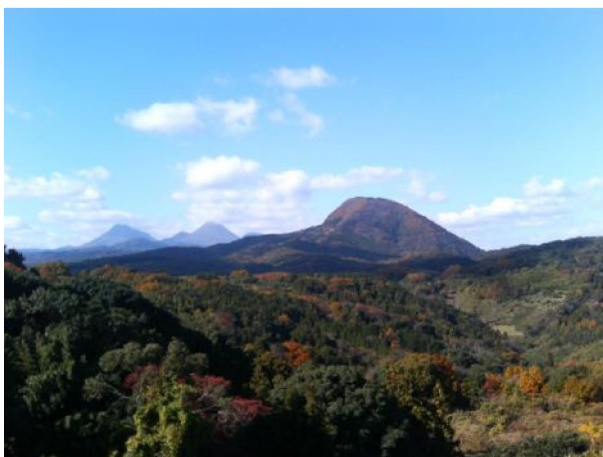
- ・ 丘陵地や河川とその緑、また、農地や樹林地は、歴史・文化などと一体性を持たせることでその存在価値が高まり、個性ある地域を形づくりします。



緑と海の眺望景観
(関崎海星館から高島を望む H20)



風格ある都市景観を創るサクラ並木
(平和市民公園 H20)



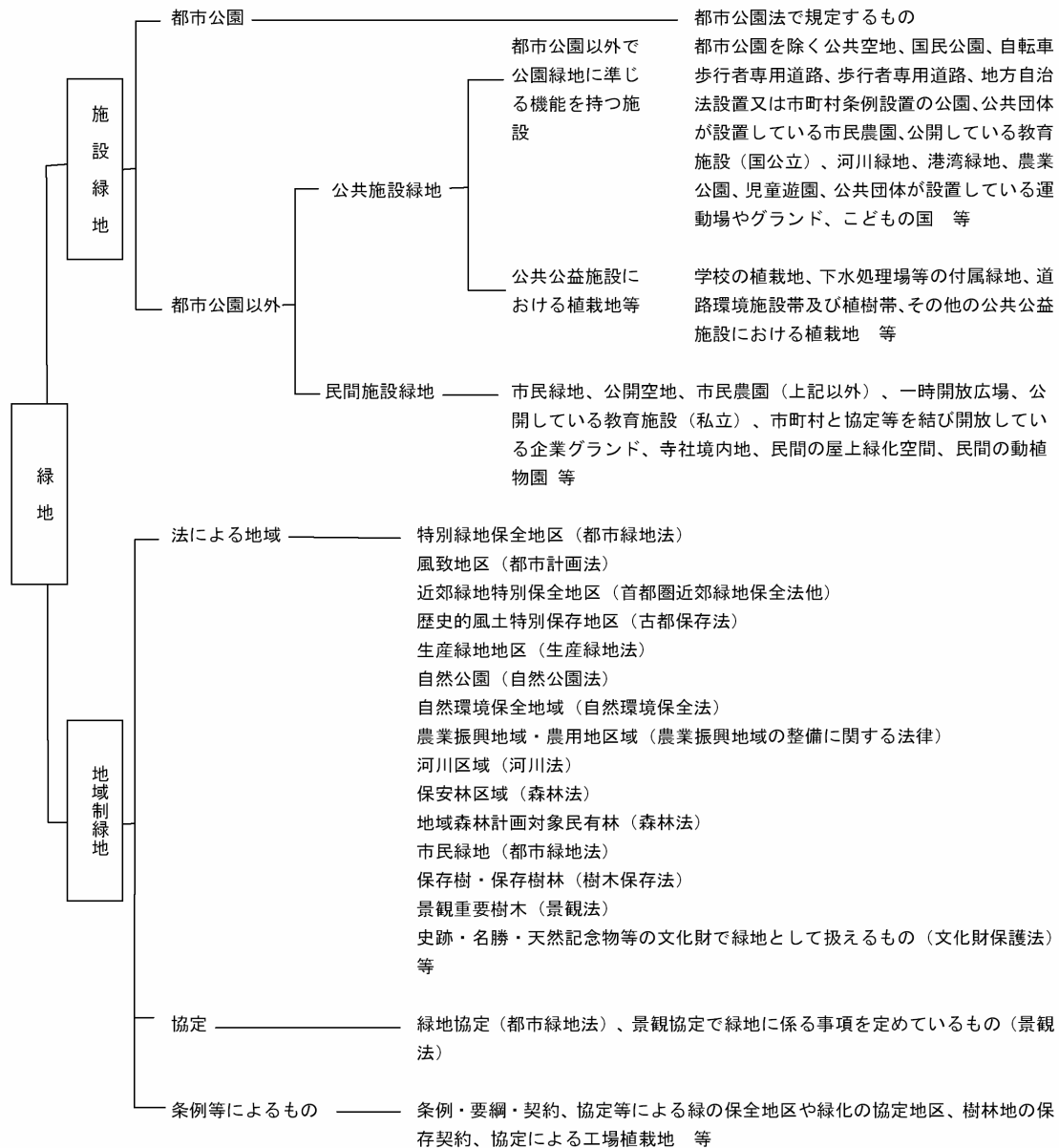
都市の骨格を形成する緑豊かな山林の景観
(高尾山から高崎山を望む H20)



野津原地区の棚田

緑の基本計画で取り扱う「緑（＝緑地）」は、大きく公共施設などとして管理される施設緑地と、土地利用上で確保される地域制緑地の2つに分けられます。施設緑地には都市公園や学校といった公共施設緑地や民間施設緑地があります。地域制緑地には自然公園や保安林、農業振興地域などの法によるものや、協定、条例などによるものがあり、次のように分類されます。

緑地の分類





施設緑地（田ノ浦ビーチ）（H20）



施設緑地（高尾山自然公園）（H18）



地域制緑地（郷土の緑保全地区（雄城台地区））（H20）



地域制緑地（名木保存条例（楠木生））（H20）